9月11日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました議案第53号、 議案第54号、議案第56号及び議案第72号の4議案につきまして、9月19日に開催 した委員会審査結果を報告します。

主な質疑として、議案第53号では、湖南市自殺対策計画策定委員会を新たに設置するため条例を改正するもので、委員会の構成、人数の多さ、任期、他市との比較、委員会の開催回数、報酬についてはとの質疑に対し、委員会構成については、学識経験者2名、医療関係者2名、保健福祉関係者6名、教育関係者2名、労働関係者2名、警察官1名、人権擁護委員1名、甲賀病院地域医療連携部1名の20人以内です。子供から高齢者まで対象とする層が広いので、20人以内の体制となった。任期は1年で、他市も現在進行中と思われる。また委員会は年2回開催を予定し、委員の身分は、非常勤特別職で1回に付き6,000円の報酬を予定しているとの答弁でした。

議案第54号では、個人市民税の非課税範囲や基礎控除の見直し、大法人の法人市民税に係る電子申告の義務化、加熱式たばこの課税方式の見直しと紙巻たばこ税率の引き上げ等についての改正です。改正に伴う税収の見込みについてはとの質疑に対し、当初は減税対象者が多くなると見ていたが、全体の税額の変動への影響は少ないと考えるとの答弁でした。

議案第56号では、福祉関係の条例の題名を短縮するための改正です。特段の 質疑はありませんでした。

議案第72号では、湖南市が施工する道路整備事業の道路用地として使用するため、岩根東区他が有する旧慣使用権を廃止するものです。昨年9月の総務常任委員会での提言を受けて作成した、「湖南市村中名義等財産の処分に関する要綱」の平成30年8月1日告示後、最初の案件です。

主な質疑は、議案第57号平成30年度一般会計補正予算(第5号)との金額差、要綱第7条「経費を差し引いた額の10分の9の額の範囲内」とあるが慣例なのかとの質疑に対し、補正予算は概算の面積で算出したもので、その後の測量により面積に差異がでた。また第三者が購入する場合は、経費は第三者が負担し差し引かないのが慣例で、今回は市が購入するので経費は差し引かないとの答弁でした。

各議案とも、討論はなく採決を行いました。

その結果、議案第53号湖南市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号湖南市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第56号題名の簡潔化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について及び議案第72号旧慣使用権の廃止について、以上4議案については、いづれも全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。